

守口市再生資源集団回収

市では、地域の自治会などで、古紙・古布、空き缶の集団回収を実施している団体（自治会・町会、子ども会、老人会など）に対して1kg 当り4円（令和2年4月現在）の奨励金をお渡しする制度を実施しています。

まだ取り組まれていない地域の団体は、一層の資源化を進めるため、集団回収の組織作りにご協力をお願いします。

【対象品目】

- ・新聞
- ・雑誌
- ・段ボール
- ・牛乳パック
- ・古布
- ・アルミ缶
- ・鉄缶



【集団回収実施団体の登録から奨励金交付までの流れ】

1. 守口市再生資源集団回収実施団体として登録してください。
2. 再生資源回収業者に、対象品目を買取ってもらいます。
※再生資源の価格変動により、対象品目を必ず有償で買取ってもらえるとは限りません。
3. 毎年9月と3月の年2回、半期毎に取りまとめて奨励金の交付申請をしてください。

収集できませんシール

市では、「収集曜日ではない」「分別できていない」などの理由で、収集できないごみが出ている場合は、啓発シールを貼ってごみを取り残しています。正しく分別し、決められた曜日にごみを出してください。

収集できません！

- ペットボトルのキャップ・ラベルはプラ製容器包装収集日に出してください。
- 料金が不足しています。正しい料金の処理券を貼ってください。
- 正しく分別し、決められた収集日に出してください。
- 45ℓ以下の無色の透明・半透明袋を使用してください。
- その他（処理困難物・危険ごみ・大量排出・事業系ごみ）

守口市クリーンセンター 電話：06-6991-3840

収集できません！

- 混ざっています。
可燃ごみ・プラスチック製容器包装・事業系ごみ
- 45ℓ以下の無色又は透明・半透明の袋で排出してください。
- 収集日違います。
- 3袋以上ありました。

守口市廃棄物対策課 06-6991-3840

〔ピンク色のシール〕
粗ごみ・資源ごみ

〔黄色のシール〕
燃やすごみ
プラスチック製容器包装ごみ

市では、不法投棄の撲滅のため、守口警察署との連携を強化するとともに、地域の町内会などと一体となった啓発活動及び警告看板の設置を行っています。警告看板設置については、廃棄物対策課までご相談ください。
※不法投棄の場所により、通報先が異なります。

警告

不法投棄は**犯罪**です！

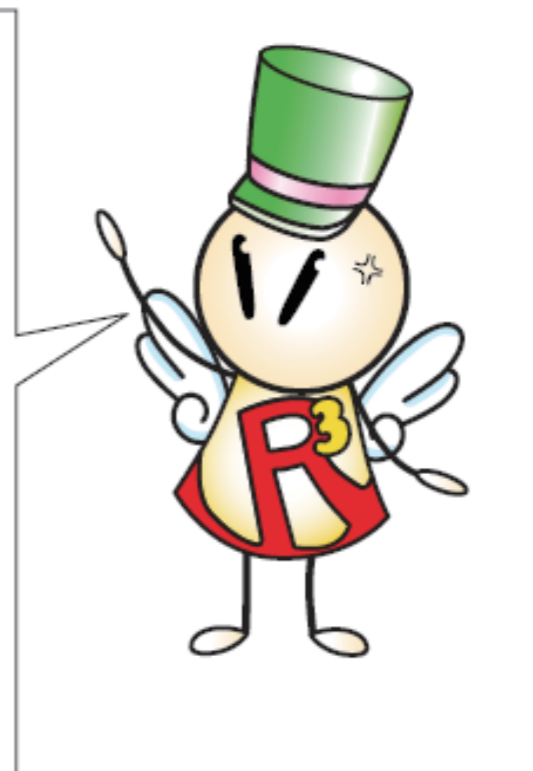
違反者は

- ※ 懲役5年以下
- ※ 罰金1000万円以下

に科せられます。

不法投棄を目撃された人は、直ちに警察に連絡して下さい。

守口市・守口警察署



道路、公園、水路等の公共場所	守口市道路公園課(道路上)	06-6992-1703
	守口市道路公園課(公園の中)	06-6992-1702
	守口市下水道管理課(家の前の溝、水路)	06-6992-1752
道路、公園、水路等の公共場所及び私有地等	守口警察署	06-6994-1234(代)
河川(淀川)	国土交通省 淀川河川事務所 枚方出張所	072-841-5362
府道、国道479号(内環状線)	大阪府 枚方土木事務所	072-844-1331(代)
国道1号、163号	国土交通省 大阪国道事務所 北大阪維持出張所	06-6931-0241(代)
ごみ出し場所	守口市廃棄物対策課	06-6991-3840

不法投棄